

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、地域事業者とのイベントの実施、イベント事業と飲食事業を横断した相互送客・プロモーション連携 等）デザイン会社、制作会社、IT事業者等と連携し、イベント・デジタル施策や飲食・コンテンツ企画など新たな付加価値を創出する取り組みを推進します。企業規模や既存取引の枠を超えた連携を積極的に進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 イベント施工や運営委託においては、業務内容・納期・責任範囲を事前に明確化し、口頭のための依頼とならないよう書面・メール等での記録を徹底します。飲食事業においても、仕入条件や数量変更について事前協議を行い、取引先の負担増とならない発注を行います。また、原材料価格や人件費の上昇など外部環境の変化を踏まえ、協力会社からの価格改定の申し入れに対して誠実に協議を行います。単なる価格抑制ではなく、適正な利益確保を前提とした合理的な価格決定を行います。

3. その他（任意記載）

2026年2月10日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

合同会社 3peace

代表社員 舟越聖知

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。